

第4章 計画目標と実施すべき施策・措置

4-1 計画目標と実施すべき施策

- 第3章で述べた取り巻く状況を踏まえ、奈良県における自転車利用の将来ビジョンを掲げ、それを実現するための基本姿勢および目標を設定し、それぞれの目標に応じた実施すべき施策を定めています。
- また、各施策の実施状況を評価するため、評価指標を設定します。

<ビジョン>

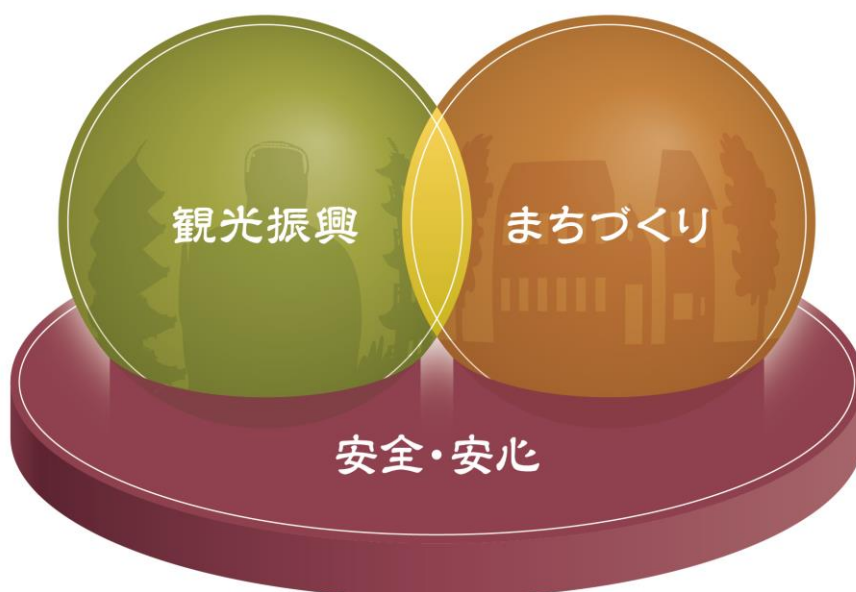
－ 観光も日常もサイクリングを満喫するなら大和路 －

<基本姿勢>

全国的に有数な観光資源を有する本県の特徴を活かすため、自転車を活用した「観光振興」に取り組み、自転車利用のきっかけをつくります。

観光客のみならず、県民が移動手段として自転車を選択し、サイクリングで県内の観光地等を周遊することは、地域の歴史や文化を再認識することに繋がり、地域において自転車の活用が更に注目されることから、自転車の幅広いポテンシャルを活かした「まちづくり」に取り組み、地域における自転車利用を根付かせます。

さらに、観光振興による「非日常利用者」および、まちづくりによる「日常利用者」の自転車利用を促進するため、自転車事故のない社会の実現に向けて、その基盤とした「安全・安心」に取り組みます。





<奈良県における自転車活用の未来像>

観光振興 ～巡る～

- 京奈和自転車道を軸とした広域的なサイクリングルートと自転車に優しい受入環境が有機的に機能し、世界に誇る古都奈良の世界遺産等を巡るサイクルツーリズムが楽しめる未来。

まちづくり ～賑わう～

- 自転車を利用しやすいまちづくりとシェアサイクルなどの利用環境の充実により、日常的に自転車を利用する習慣や文化が根付き、県民が健康に暮らせる未来。

安全・安心 ～守る～

- 徹底した安全教育と啓発活動を継続的に取り組むことにより、安全意識や自転車マナーが向上され、自転車のみならず自動車や歩行者すべての交通安全が守られた未来。

<目標・実施すべき施策・評価指標>

観光振興 ～巡る～

未来像

- 京奈和自転車道を軸とした広域的なサイクリングルートと自転車に優しい受入環境が有機的に機能し、世界に誇る古都奈良の世界遺産等を巡るサイクルツーリズムが楽しめる未来

目標

- 自転車による観光地への周遊を促すサイクルツーリズムの推進

実施すべき 施策

- サイクルツーリズムの基盤となるサイクリングルートの維持管理
- サイクルツーリズムを誰もが楽しめる受け入れ環境の充実
- サイクリングを楽しむための情報発信の充実

評価指標

- ✓ 自転車交通量（京奈和自転車道における自転車交通量）
- ✓ 自転車の休憩所、サイクリストにやさしい宿等の認定数
- ✓ ジェンシャでなら「奈良県自転車利用総合案内サイト」（奈良県公式HP）の閲覧数
- ✓ サイクルイベントの参加者数（県内・県外申込者数）

<目標・実施すべき施策・評価指標>

まちづくり ～賑わう～

未来像

- 自転車を利用しやすいまちづくりとシェアサイクルなどの利用環境の充実により、日常的に自転車を利用する習慣や文化が根付き、県民が健康に暮らせる未来

目標

- 自転車を快適に利用できる良好な生活環境の形成

実施すべき 施策

1. 市町村における計画策定の促進
2. 公共交通を補完するシェアサイクルの普及促進
3. 県民の健康増進に向けた、自転車通勤の促進や自転車利用環境の充実

評価指標

- ✓ 県内市町村における自転車活用推進計画又は自転車ネットワーク計画の策定自治体数（奈良県データ）
- ✓ シェアサイクル導入市町村数
- ✓ 自転車の利用率

<目標・実施すべき施策・評価指標>

安全・安心 ～守る～

未来像

- 徹底した安全教育と啓発活動を継続的に取り組むことにより、安全意識や自転車マナーが向上され、自転車のみならず自動車や歩行者すべての交通安全が守られた未来

目標

- 安全で安心な自転車利用文化の醸成

実施すべき 施策

1. 自転車による安全利用の徹底に向けた交通安全教育の推進
2. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進
3. 自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組の充実

評価指標

- ✓ 自転車事故の発生件数（自転車の人身事故、自転車事故構成率）
- ✓ 県民のヘルメット着用率※
- ✓ 損害賠償保険や自転車保険の加入率※

※：県民アンケートを実施した上、評価する

4-2 実施すべき施策の具体化に向けた措置

- 自転車の活用推進に向けて、計画期間中に講ずべき措置について、以下のとおり定めます。

目標	実施すべき施策	措置	
1. 観光振興 ～巡る～ 自転車による観光地への周遊を促すサイクルツーリズムの推進	1. サイクルツーリズムの基盤となるサイクリングルートの維持管理	1-1-1	広域的な周遊観光サイクリングルートの改善
	2. サイクルツーリズムを誰もが楽しめる受け入れ環境の充実	1-2-1	サイクルステーションの利用促進
		1-2-2	サイクルトレイン等の実施に向けた検討
		1-2-3	自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を図るため、認定の推進
	3. サイクリングを楽しむための情報発信の充実	1-3-1	自転車観光などの情報発信の充実
		1-3-2	奈良の特性を活かしたサイクリイベントの開催
2. まちづくり ～賑わう～ 自転車を快適に利用できる良好な生活環境の形成	1. 市町村における計画策定の促進	2-1-1	市町村版自転車活用推進計画（自転車ネットワーク計画）等の策定支援
	2. 公共交通を補完するシェアサイクルの普及促進	2-2-1	サイクルポート設置に向けた施設管理者への働きかけ
	3. 県民の健康増進に向けた、自転車通勤の促進や自転車利用環境の充実	2-3-1	地域内の自転車通行空間の整備推進
		2-3-2	自転車通勤の促進
3. 安心安全 ～守る～ 安全で安心な自転車利用文化の醸成	1. 自転車による安全利用の徹底に向けた交通安全教育の推進	3-1-1	ライフステージに応じた交通安全教育の実施
		3-1-2	教職員及び公務員に対する交通安全教育の実施
		3-1-3	地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進
		3-1-4	交通安全に関する指導技術の向上
	2. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進	3-2-1	自転車用ヘルメットの着用率向上に向けた取組の推進
		3-2-2	交通安全意識向上及び自転車の通行ルールの周知
		3-2-3	自転車運転者講習制度の着実な運用
		3-2-4	市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援
		3-2-5	自動車・二輪車ドライバーに対する安全啓発の実施
		3-2-6	自転車損害賠償保険等への加入の周知
	3. 自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組の充実	3-3-1	自転車の安全な交通の確保に資する交通規制の実施
		3-3-2	違法駐車等の積極的な取締り
		3-3-3	自転車指導啓発重点地区、路線における重点的な指導取締りの実施

【目標】 自転車による観光地への周遊を促すサイクルツーリズムの推進

実施すべき施策

1. サイクルツーリズムの基盤となるサイクリングルートの維持管理

【措置 1-1-1】 広域的な周遊観光サイクリングルートの改善

京奈和自転車道、世界遺産周遊サイクリングルート等県内のサイクリングルートの走行環境の改善を実施します。

▼ルートの分かりやすい案内



▼自転車通行空間の明示、側溝の改良等により安全性の向上（イメージ）



2. サイクルツーリズムを誰もが楽しめる受け入れ環境の充実

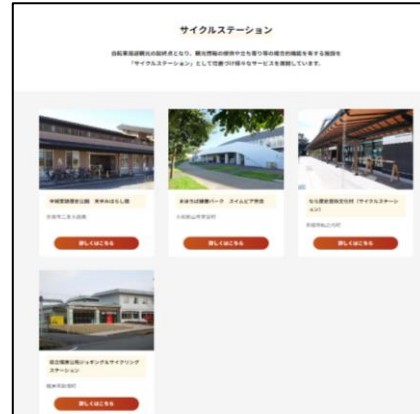
【措置 1-2-1】 サイクルステーションの利用促進

サイクルステーションの利用を促すため、情報発信の充実・強化を推進します。

▼ サイクルステーション道の駅「クロスウェイなかまち」



▼ HPへのサイクルステーション掲載



【措置 1-2-2】 サイクルトレイン等の実施に向けた検討

他府県のサイクルトレイン等に関する事例を収集し、実施スキームの検討を行います。また、鉄道駅における自転車との連携方策の検討を行います。

県内で実施しているサイクルトレインの情報発信を行います。

▼ 近鉄田原本線サイクルトレイン実施の様子



【措置 1-2-3】 自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を図るため、認定の推進

車で来られる県外・県内のサイクリストの利便性向上を図るため、大型商業施設などと連携し、サイクリストにやさしい駐車場の認定を推進します。サイクリストにやさしい駐車場に認定されるメリットですが、HP での紹介・PR、サイクルマップでの紹介、認定ステッカーの配布があります。

「自転車の休憩所」、「サイクリストにやさしい宿」等の施設認定を推進するとともに、自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を検討します。

▼ならクル・サポーターの取組

ならクル・サポーターの取組

自転車の休憩所

- 『自転車の休憩所』は、自転車利用者の皆様がサイクリング中に気軽に立ち寄って休息していただける施設です。
- 現在 189 施設あります。(令和6年3月時点)

 トイレ

 駐輪スペース

 スポーツサイクル
対応空気入れの貸出



サイクリストにやさしい宿

- 『サイクリストにやさしい宿』は、自転車を安心して屋内に保管でき、自転車搬送サービスの取次可能な宿泊施設です。
- 現在 57 施設あります。(令和6年3月時点)

① 自転車を安心して屋内に保管

- そのままの状態でもしくは輸送袋等に収納した状態で、客室に持ち込み可能
- そのままの状態でもしくは一般客の立ち入らない施設可能な場所、もしくは玄関やロビーで保管可能

② 自転車搬送サービスの取次

- 宿泊者が送った自転車の受取や保管、滞在後の自転車発送の取次が可能



サイクリストにやさしい駐車場

- 『サイクリストにやさしい駐車場』は、車で来られるサイクリストが、駐車場を無料で利用可能な施設です。
- 現在 8 施設あります。(令和6年3月時点)

 無料で利用可能な駐車スペース

※ 施設では以下のいずれかのサービス(有料)が受けられます。

 飲水

 物置

 シャワーもしくは温泉施設



▼ならクル・サポーター認定マーク
(認定事業者にステッカーとして配布)



3.サイクリングを楽しむための情報発信の充実

【措置 1-3-1】 自転車観光などの情報発信の充実

ホームページの更新等により、奈良のサイクリングの魅力を国内外に発信するとともに、自転車利用者にとって有益な情報の掲載を推進します。

▼サイクリングマップの配布



【措置 1-3-2】 奈良の特性を活かしたサイクルイベントの開催

美しい風景や歴史的な景観、文化財をはじめとする多くの観光資源を活かしたイベントの開催を推進します。
広域的な連携も視野に入れたスポーツツーリズムの実施を検討します。

▼奈良県内の自転車イベント

Mobile Granfondo in
Nara・Yoshino
モバイル グランフォンド in 奈良・吉野



Hill Climbing
ヒルクライム大台ヶ原 since 2001



【目標】 自転車を快適に利用できる良好な生活環境の形成

実施すべき施策

1.市町村における計画策定の促進

【措置 2-1-1】 市町村版自転車活用推進計画（自転車ネットワーク計画）等の策定支援

市町村版自転車活用推進計画（自転車ネットワーク計画）の策定促進に向け、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」や「地方版自転車活用推進計画策定の手引き」を各市町村へ周知するとともに、県内の自転車施策に関する情報を提供し、計画策定の支援を行います。

▼東吉野村自転車活用推進計画（一部抜粋）

<p>東吉野村自転車活用推進計画</p> <p>令和3年3月</p> <p>東吉野村</p> <p>1</p>	<p>2. レンタサイクルによる回遊性の向上</p> <p>村民の健康増進や観光などで訪れた来訪者が安心して自転車を利用できる環境づくりとして、コミュニティサイクルの導入などレンタサイクルシステムの充実について検討します。東吉野村役場及び村有施設のあるたかすみの里、ふるさと村にレンタサイクルを設置。施設間での貸し出し、返却を行い、コミュニティバスとレンタサイクルを組み合わせることで回遊性の向上を目指します。</p> <p>12</p>
---	---

▼今後策定予定の市町村

策定予定市町村	
五條市	安堵町
御所市	高取町
葛城市	広陵町
宇陀市	河合町
平群町	

2.公共交通を補完するシェアサイクルの普及促進

【措置 2-2-1】 サイクルポート設置に向けた施設管理者への働きかけ

公共用地や鉄道駅周辺へのサイクルポート設置に向けた施設管理者への働きかけを行います。

▼奈良公園内のサイクルポート



▼岡山市コミュニティサイクル「ももちゃり」

石山公園



岡山市役所



▼鹿児島市コミュニティサイクル「かごりん」

鹿児島中央駅西



鹿児島駅前



3. 県民の健康増進に向けた、自転車通勤の促進や自転車利用環境の充実

【措置 2-3-1】 地域内の自転車通行空間の整備推進

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づいた、自転車通行空間の整備を行います。また安全・快適でわかりやすい自転車利用ネットワークを構築するため、ガイドラインの改訂等近年の自転車施策の変化等を踏まえ、平成 23 年 7 月に策定された「奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン」について、改定を行います。

▼普通自転車専用通行帯（広陵町内）、県道矢田寺線（大和郡山市）整備後の状況



【措置 2-3-2】 自転車通勤の促進

企業活動における自転車通勤を拡大するための広報啓発を実施します。

▼自転車通勤啓発チラシ

▼国による自転車通勤支援制度等

6.1 国による自転車通勤支援制度

6.2 自治体などによる自転車通勤支援制度

【目標】 安全で安心な自転車利用文化の醸成

実施すべき施策

1. 自転車による安全利用の徹底に向けた交通安全教育の推進

【措置 3-1-1】 ライフステージに応じた交通安全教育の実施

自転車に乗り始める子供と保護者を対象として、親子交通安全教室を開催します。

高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、高齢者向けの安全教室を実施するとともに、交通安全高齢者自転車大会等を実施します。

自転車利用者の保護意識の醸成を図るため、自動車教習生に対する自転車交通安全教育を実施し、自転車の通行ルール等の周知を行う。

▼児童と保護者に対する交通教室



▼教習所での講習状況



▼年齢層別の自転車安全教育

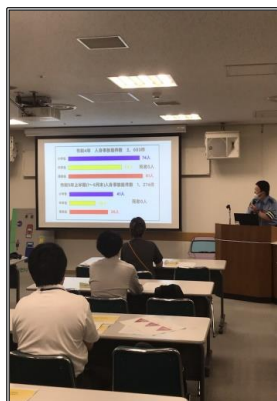
年齢層	主な教育内容	対応する措置
幼児	・自転車の乗り方、基本的な運転技術	措置 3-1-1：自転車に乗り始める際の親子交通安全教室の開催
小学校低学年	・自転車に慣れる、楽しむ など	
小学校高学年	・より高度な自転車運転技術 ・左側通行、歩道通行、基本的なルール など	措置 3-1-2：教職員向けの安全教室等の開催
中学・高校	・車道通行を基本とした交通ルール・マナー ・責任の自覚と他者への配慮 ・危険の予測と回避 など	
一般成人	・車道通行を基本とした交通ルール・マナー ・責任の自覚と他者への配慮 ・危険の予測と回避 など	措置 3-1-1：自動車教習所における教育の実施
高齢者	・基本的な運転技術・交通ルール ・身体機能の衰えの影響 ・事故発生時の救護 など	措置 3-1-1：高齢者向けの安全教室の実施

【措置 3-1-2】 教職員及び公務員に対する交通安全教育の実施

奈良県教育委員会、奈良県安全教育研究協議会、奈良県高等学校安全教育研究会が主催となり、学校安全の中心的・指導的役割を担う教職員に対して、学校安全教室講習会等を開催します。

公務員に対する自転車通行ルールの周知や自転車の正しい乗り方の実践教育等により、ルールの遵守の徹底を図ります。

▼教職員向けの交通安全教室



▼市町村職員に対する交通安全講習



【措置 3-1-3】 地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進

地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動を推進するとともに、委員のスキルアップを目的とした講習会等を開催します。

▼教職員向けの交通安全教室



【措置 3-1-4】 交通安全に関する指導技術の向上

交通安全に関する指導技術の向上を図るため、交通安全教育担当者に対して、効果的な指導要領や教育資機材の活用方法等を教養する講習会等を開催します。

交通安全教育コンクールを開催します。

▼交通安全教育担当者講習会



2.交通安全意識の向上に資する広報活動の推進

【措置 3-2-1】 自転車用ヘルメットの着用率向上に向けた取組の推進

「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」や「奈良県交通安全計画」に基づき、交通安全に関する普及啓発活動の一環として、ヘルメット着用促進に向けた広報啓発を実施します。

具体的な取り組みとして、ヘルメット着用促進に向けた広報啓発の実施や、自転車販売事業者・防犯登録会との「自転車ヘルメットの着用促進に関する協定」に基づく情報提供、高等学校における自転車通学生徒に対するヘルメット着用の校則化（許可条件化）の働き掛け、全市町村に対するヘルメット購入費助成の働き掛けを行います。

▼交通安全普及啓発活動



▼自転車のヘルメット着用等を周知する YouTube 動画



【措置 3-2-2】交通安全意識向上及び自転車の通行ルールの周知

交通安全意識を向上させる交通安全教育及び広報啓発を実施します。

自転車安全利用五則等ルールの周知に向けた広報啓発活動を実施します。

▼春の交通安全県民運動奈良県実施要綱

▼ラジオ放送で周知活動



【措置 3-2-4】 市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援

市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援を行います。

学校等が実施する自転車の安全対策に関する共通の指導教材の支援などについて、検討を行います。

▼児童・幼児向け通学通園路等安全教室の様子



【措置 3-2-5】 自動車・二輪車ドライバーに対する安全啓発の実施

関係機関及び団体と協力し、ドライバーに対し、安全啓発を実施します。

▼関係機関と協力した安全啓発活動



【措置 3-2-6】 自転車損害賠償保険等への加入の周知

「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」や「奈良県交通安全計画」に基づき、自転車損害賠償保険等への加入を促進します。

自転車損害賠償責任保険加入に関するチラシ・ポスターの作成や、県広報誌「県民だより奈良」及び新聞各紙への記事掲載等により、保険加入の周知を行います。

▼自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例のポスターのイメージ



▼自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例のリーフレットのイメージ



3.自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組充実

【措置 3-3-1】 自転車の安全な交通の確保に資する交通規制の実施

道路管理者と連携し、自転車の安全な交通に資する普通自転車専用通行帯等の交通規制を実施します。

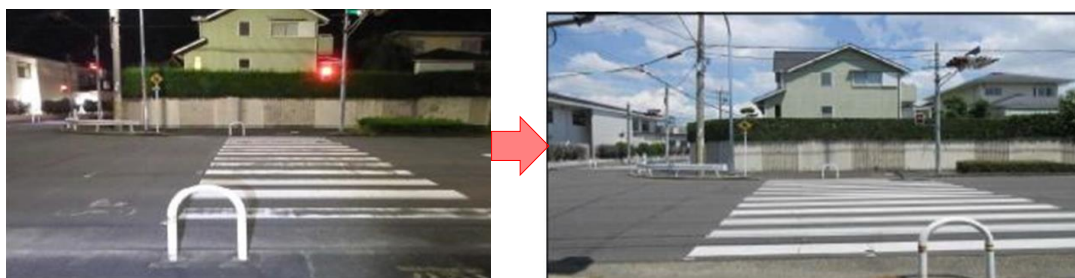
歩道における普通自転車及び歩行者の安全な通行を確保するため、普通自転車歩道通行可の交通規制の見直しを検討する。

場合によっては自転車に不自然かつ不合理で、危険な横断を強いることになり得る自転車横断帯を原則として撤去する。

▼普通自転車専用通行帯（広陵町内）



▼自転車横断帯撤去



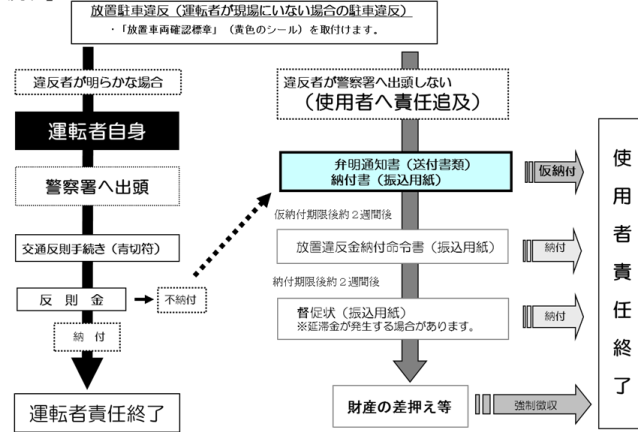
【措置 3-3-2】 違法駐車の積極的な取締り

違法駐車取締りを推進します。

駐車監視員による違法車両の確認を実施します。

▼ 道路交通法に基づく、運転者責任・使用者責任追及の流れ

【責任追及の流れ】



※ 放置駐車違反を繰り返した場合、車両の使用制限命令を受けることがあります。

(使用者責任の場合は、運転免許の行政処分点数は付加されません。)

▼ 「駐車監視員活動ガイドライン」(奈良署)

駐車監視員活動ガイドライン			
令和0年3月			
<p>◎ 趣旨</p> <p>駐車監視員とは、警察署長の委任を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、査査の徴収をしたりすることはありません。)</p> <p>◎ 活動方針</p> <p>駐車監視員は、下記の地域、路線を重点に、活動時間内において巡回し、放置車両の確認等を実施します。</p> <p>◎ 留意事項</p> <p>☆ 駐車監視員が行う放置車両確認業務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事項に該当する場合は、奈良警察署長の指示に従い確認業務を行うことができます。</p> <p>(1) 活動場所に行く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合</p> <p>(2) 110番等による突発的な駐車監視員に対する措置依頼を受けた場合</p> <p>(3) 臨時的な祭り、催物等により、駐車場等の変化が予想される場合</p> <p>(4) その他、特に奈良警察署長が指示する場合</p> <p>☆ 警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び活動時間外においても、必要に応じた取締り活動を行います。</p> <p>☆ 取付件数は、駐車監視員及び警察官による確認標章の取付件数で、駐車監視員の活動時間外に行われた取付件数も含まれます。</p>			
重点地域	地域・路線(区間)	令和5年中取付件数	活動時間
重点地域	近鉄奈良駅周辺	85件	7~20時
	JR奈良駅周辺	213件	
	近鉄新大宮駅周辺	58件	
	奈良公園周辺	49件	
	近鉄高の原駅周辺	29件	
	近鉄大和北大寺駅周辺	76件	
重点路線	国道369号及びその周辺道路 (今在家交差点~高天交差点~二条大路南1丁目交差点)	43件	
	国道169号及びその周辺道路 (藤原東交差点~紀伊交差点)	5件	
	県道木津線田原及びその周辺道路 (藤原交差点~JR奈良駅前交差点~大森町交差点)	149件	
	やすらぎの道及びその周辺道路 (法蓮中町交差点~高天交差点~八軒町東交差点)	35件	
	三条通り及びその周辺道路 (三条東町交差点~JR奈良駅前交差点~上三条交差点~春日大社一の鳥居前交差点)	106件	
	市道サカサカ線及びその周辺道路 (川崎町交差点~鳥羽町交差点~稲佐北交差点~高畑交差点~春日山道歩道入口)	30件	
	市内循環道路及びその内側並びにその周辺道路	207件	
	奈良公園内道 (大仏前交差点~水谷橋北詰~三笠観光会館)	14件	
自動車二輪車運行重点地域	近鉄奈良駅・JR奈良駅・近鉄新大宮駅・近鉄大和北大寺駅周辺	138件	

【措置 3-3-3】 自転車指導啓発重点地区、路線における重点的な取締りの実施

自転車指導啓発重点地区・路線の設定を行うとともに、重点的な指導取締りを実施します。

▼自転車運転者に対する指導取締りを実施



第5章 計画を推進するための必要な事項

5-1 関係者の連携・協力

自転車活用を推進するには、各関係者間が連携し、取り組んでいくことが重要です。

関係者間での情報の共有や連携の上、国・県・市町村、民間事業者等が一丸となって、地域の実情に応じた自転車活用施策を推進していきます。

5-2 計画のフォローアップと見直し

計画改定後 PDCA サイクルによるマネジメントを実施します。

引き続き、自転車活用推進会議にて本計画に位置付けた施策についてフォローアップを行うとともに、措置の進め方などについても、有識者から意見を伺いながら進めていきます。

▼自転車活用推進会議の様子

